

令和 8 年 4 月 2 日

協会員 各位

愛知県中古自動車販売協会
(公印省略)

「自動車税環境性能割」廃止のお知らせ

2026（令和 8）年 3 月 31 日の参議院本会議において地方税法改正案が可決・成立いたしました。これに伴い、かねてより予定されていた「自動車税環境性能割」および「軽自動車税環境性能割」廃止が決定しましたのでお知らせいたします。

【概要】

- ・内 容：自動車税環境性能割および軽自動車税環境性能割の廃止
- ・対象車両：新車・中古車を問わず、令和 8 年 4 月 1 日以降に登録・届出される車両
これに伴い「自動車税種別割」は「自動車税」となります。

※毎年度納付する「自動車税（旧種別割）」および車検時の「自動車重量税」につきましては、課税継続となります。

※自動車税グリーン化特例については、軽課は基準を見直したうえで 2 年間延長、重課は継続となります。

※令和 10 年度登録・届出を受けた電気自動車の自動車税の具体的な税率については、令和 9 年度税制改正において結論を得ることとなっています。

以上